

埼玉県福祉のまちづくり条例

設計ガイドブック

～公園～

令和3年7月
埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」

» 目次

ガイドブックご利用上の注意

ガイドブックの構成

公園の整備基準の解説

1	出入口	01
2	園路	03
3	傾斜路	05
4	階段（踊場を含む。）	07
5	便所	09
6	案内板等	15
7	駐車場等	17
8	育児用施設	21
9	休憩設備	23
10	転落用防止設備	25

改訂履歷

» ガイドブックご利用上の注意

このガイドブックは埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を解説しています。

(整備基準は埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されています。)

ご利用にあたっては下記の事項についてご注意ください。

○法令、条例の名称は紙面の都合上省略しています。

- ・福祉のまちづくり条例：埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー法施行令）
- ・バリアフリー条例：埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県バリアフリー条例：）

○設計にあたってご配慮ください。

- ・どのような利用者が利用する施設であるかを想定し、必要に応じて利用される方のニーズを聞き、設計を行ってください。

○ホームページ情報

- ・このガイドブックはバリアフリー法令の改正等に合わせ随時更新します。
ホームページの更新日をご確認いただき、最新のものをご利用ください。
- ・随時更新のため、冊子は発行しておりません。
画面上でご確認いただくか、印刷してご利用ください。

» ガイドブックの構成

《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

《整備項目》

- ・表の左の列は整備する箇所です。
- ・表の中央の列は整備基準となります。
- ・表の右の列は根拠（施行規則等の番号）になります。

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- ・各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- ・解説を参考に、効果のある設計としてください。

《望ましい整備》

- ・利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- ・利用者を想定して整備を検討してください。

《解説図》

- ・整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
- ・標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。

《凡例》

整備項目の前に掲載されている記号は下記のとおりです

●福祉のまちづくり条例

埼玉県福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる基準や寸法等

○標準的な整備

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの。

◇望ましい整備

標準的な整備内容より、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの。

1 出入口

《基本的考え方》

- ・公園の出入口は安全かつ円滑に利用できる構造とし、段等はできる限り設けない。
- ・車止めを出入口付近に設ける場合は、車椅子使用者をはじめすべての利用者の円滑な通行に配慮する。
- ・公園の出入口から直接車道に出てしまう場合には、子どもが飛び出さない配置する。

1 以上	利用者の用に供する出入口のうち、1 以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとすること。	イ 出入口
幅	(1) 幅は、1.2m以上とすること。	イ 出入口 (1)
路面の仕上げ	(2) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。	イ 出入口 (2)
すりつけ勾配	(3) 高低差がある場合においては、5%以下の勾配ですりつけること。	イ 出入口 (3)
段	(4) 通行の際に支障となる段を設けないこと。	イ 出入口 (4)
戸の構造	(5) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	イ 出入口 (5)
車止め	(6) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。	イ 出入口 (6)
水平面部分	(7) 出入口からの水平距離が1.5m以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	イ 出入口 (7)

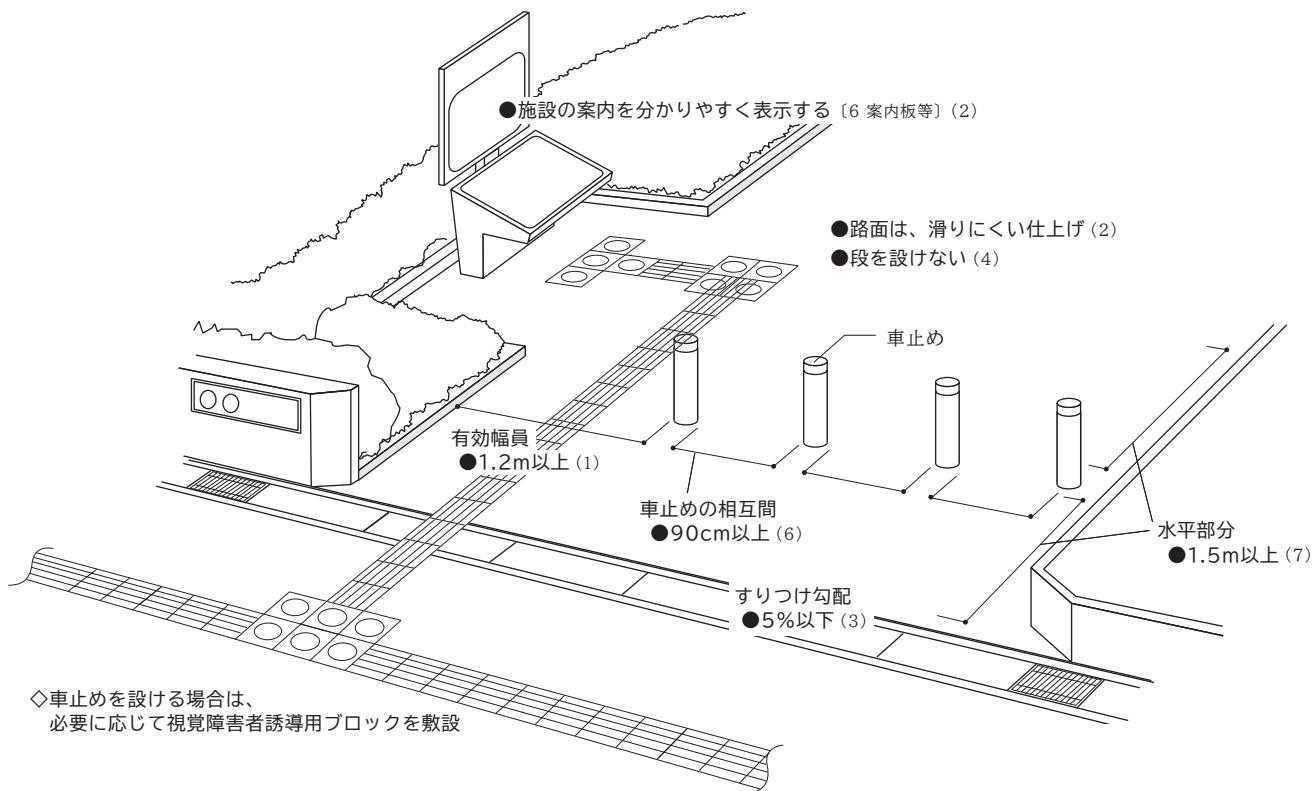
《整備基準の解説》

- 【路面の仕上げ】レンガやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工する。
- 【路面の仕上げ】雨水浸透性の舗装とするなど、水はけのよい仕上げとする。
- 【すりつけ勾配】高低差がある場合には、出入口の前後で1.5m以上の水平部分を設ける。
- 【その他】大規模な公園ではベビーカーや車椅子を貸出用として備える。

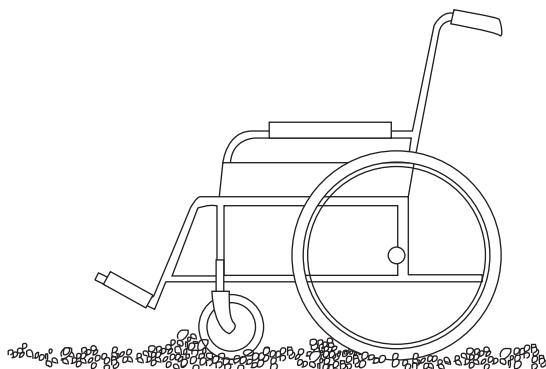
《望ましい整備》

- ◇【点状ブロック】車止めを設ける場合には、必要に応じて点状ブロック等を敷設し、視覚障害者への注意を喚起する。

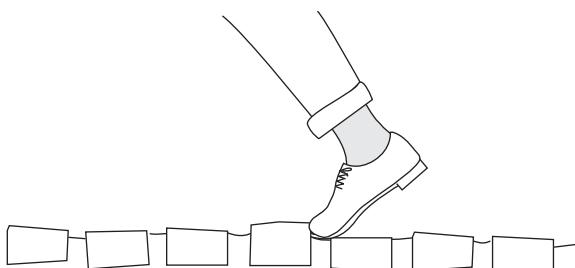
《公園出入口部の例》



《好ましくない路面仕上げの例（砂利）》



《好ましくない路面仕上げの例（石畳）》



» コラム »

- ・歩行者動線上の車止めは、原則として設けない。やむを得ず設ける場合には、夜間の視認性が高まるよう反射材等を付け、また、その存在が視覚障害者に認識できるよう、視覚障害者誘導用ブロックを敷設したり、明度差等に配慮して設ける。

2 園路

《基本的考え方》

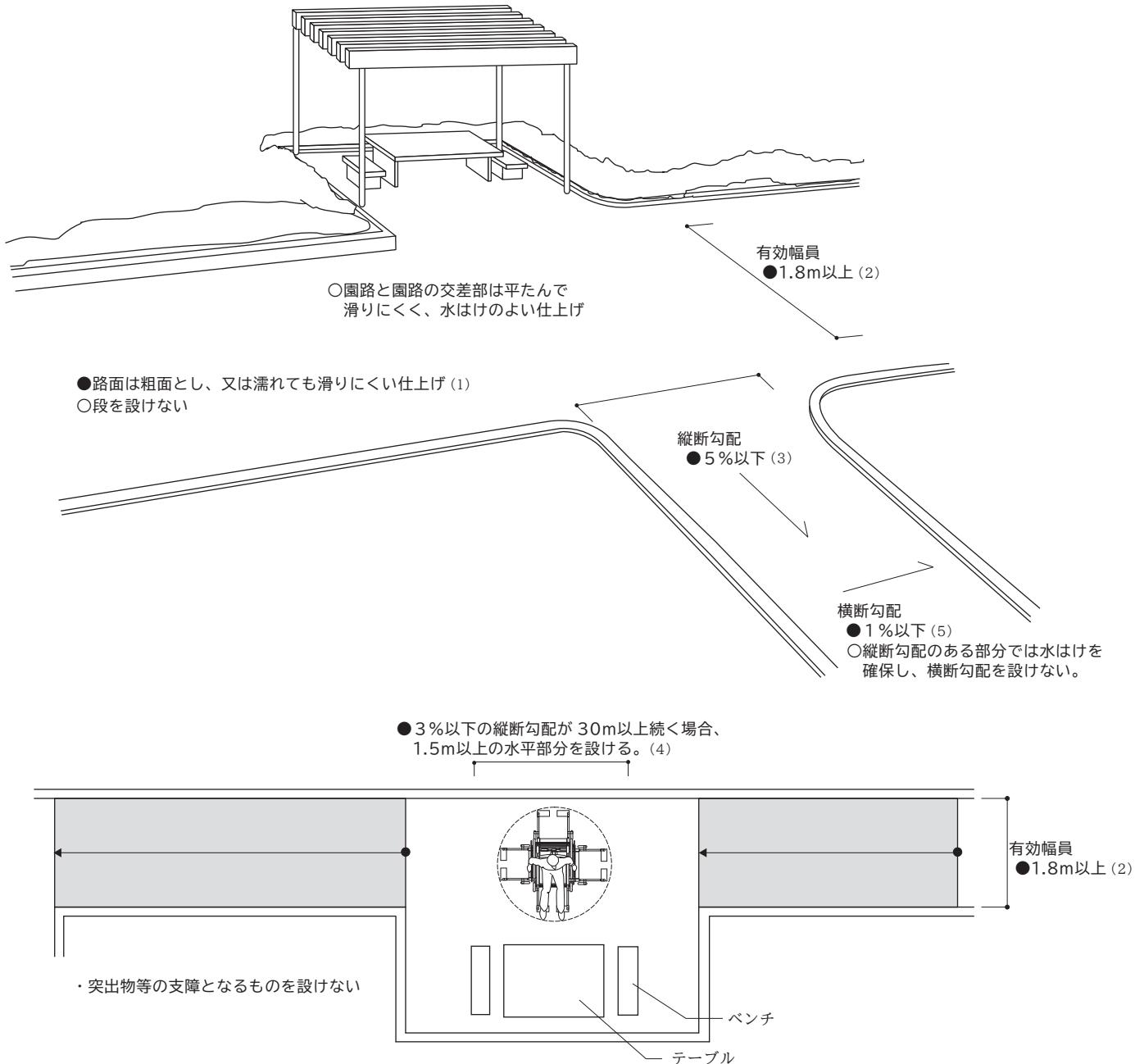
- ・園路は、地形の状況等やむを得ない場合を除き、できる限り平たんとする。
- ・園路に接して池や崖地等がある場合は、柵や立上がり部を設け、車椅子使用者その他の利用者の安全な通行を確保する。
- ・園路上に点状ブロック等を設ける場合は、視覚障害者の利用ニーズを確認し、必要な箇所に設ける。
- ・高低差等により勾配のある園路の部分の距離が著しく長い場合、又は進行方向が見えにくい場所では、その距離を分かりやすく表示するなど、移動、利用しやすさを工夫する。

	[1 出入口]に定める基準に適合する出入口に通ずる主たる園路（以下「主たる園路」という。）は、次に定める基準に適合すること。	□ 園路
路面の仕上げ	(1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。	□ 出入口 (2)
幅員	(2) 有効幅員は、1.8m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、有効幅員を1.4m以上とすることができる。	□ 園路 (1)
縦断勾配	(3) 縦断勾配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下とすること。	□ 園路 (2)
水平部分	(4) 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合においては、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けること。	□ 園路 (3)
横断勾配	(5) 横断勾配は、1%以下とすること。	□ 園路 (4)
段差	(6) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、[4 階段]に定める基準を準用すること。	□ 園路 (5)
排水溝	(7) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	□ 園路 (6)
点状ブロック	(8) 階段、段又は傾斜路（階段又は段に併設するもの（その踊場を含む。）に限る。）のある部分の上端に近接する主たる園路の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が5%（高さが16cm以下の場合にあっては、8%）以下の傾斜路の上端に近接する主たる園路の部分については、この限りでない。	□ 園路 (7)

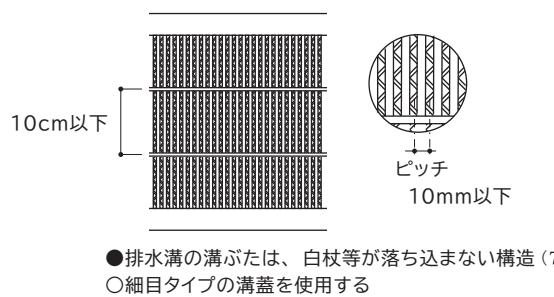
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【縦断勾配】車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きいため、勾配はできる限り緩やかとする。
- 【横断勾配】縦断勾配のある部分では、水はけを確保し、横断勾配を設けない。
- 【段差】主たる園路に階段又は段が生じる場合は、傾斜路を併設する。
- 【排水溝】細目タイプの溝蓋を使用する。

《水平部分の確保》



《細目タイプの排水溝の溝蓋（ノンスリップタイプ）》





3 傾斜路

(踊場を含む。階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。)

《基本的考え方》

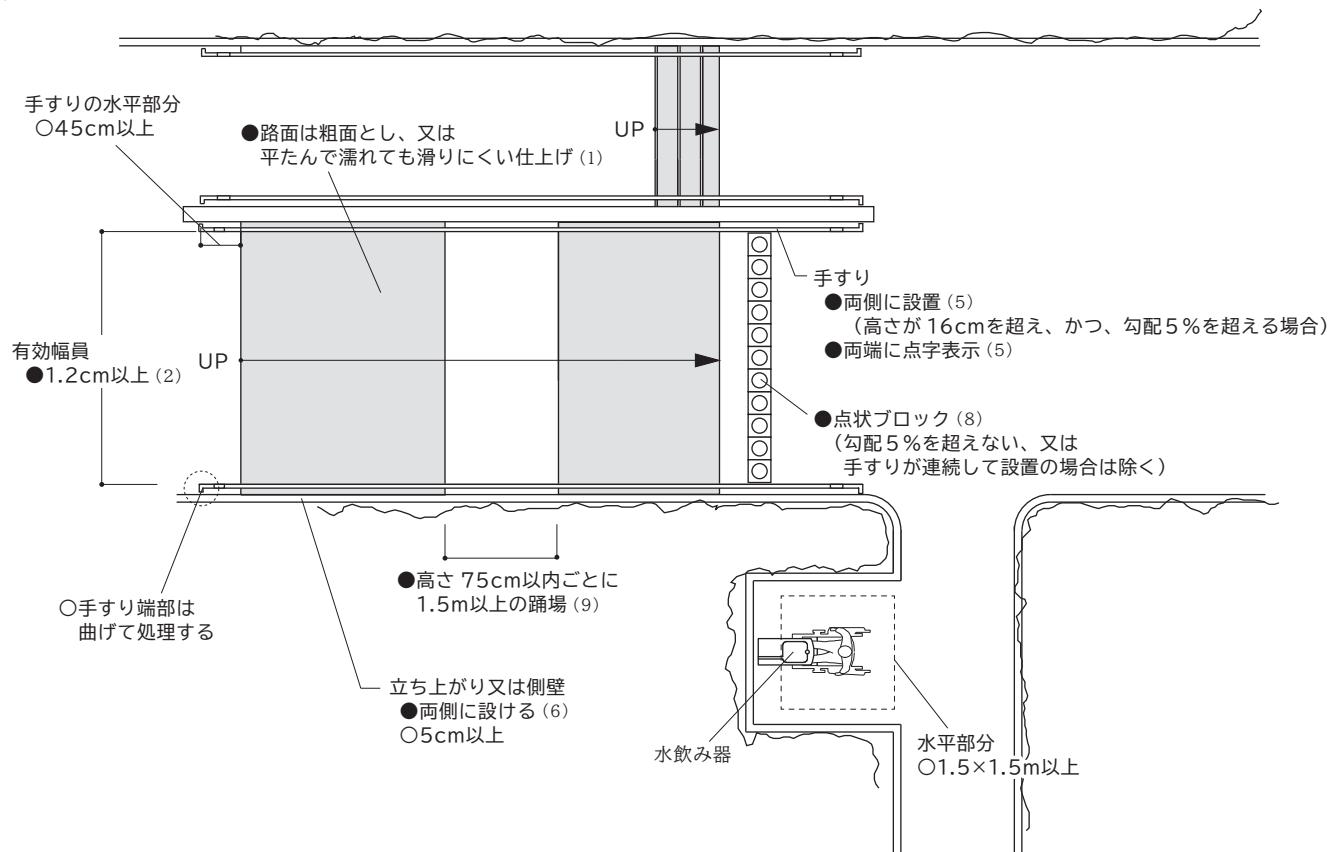
- ・主たる園路に階段や段が生じた場合には、傾斜路を設けるなど利用者が安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・傾斜路の勾配は、できる限り緩やかとする。また、傾斜路の路面は滑りにくいものとする。

	主たる園路に傾斜路を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。	ハ 傾斜路
路面の仕上げ	(1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦んとすること。	イ 出入口 (2)
幅員	(2) 幅は、1.2m以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合においては、90cm以上とすることができます。	ハ 傾斜路 (1)
縦断勾配	(3) 縦断勾配は、5% (地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%) 以下とすること。	ロ 園路 (2)
横断勾配	(4) 横断勾配は、設けないこと。	ハ 傾斜路 (2)
手すり	(5) 高さが16cmを超える部分には、両側に手すりを設けるとともに、その手すりの両端には、傾斜路の行き先等を点字で表示すること。	ハ 傾斜路 (3)
立ち上がり	(6) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	ハ 傾斜路 (4)
路面の識別	(7) その前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。	ハ 傾斜路 (5)
点状ブロック	(8) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が5%を超えない傾斜がある部分の場合、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。	ハ 傾斜路 (6)
転落防止	(9) 高さが75cmを超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。	ハ 傾斜路 (7)

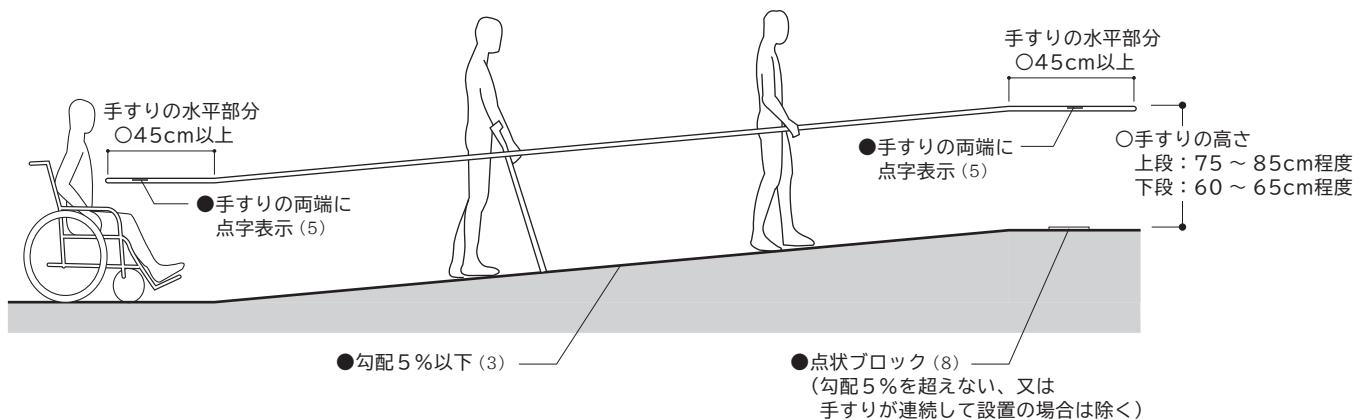
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【手すり】手すりを取り付ける場合は、1本の場合は75~85cm程度の高さとする。2本の場合は、60~65cm程度の高さの手すりを加える。
- 【手すり】手すりは、傾斜路の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。
- 【点字表示】点字等の表示は、手すりの水平部分に設ける。
- 【立ち上がり】立ち上がりは、5cm以上とする。

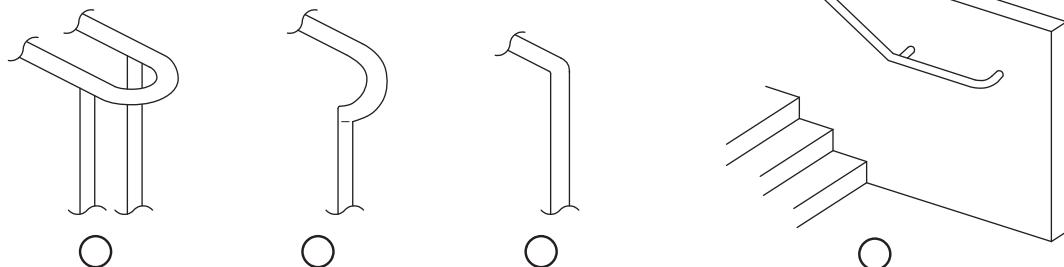
《傾斜路設置例》



《傾斜路の勾配》



《手すりの端部》



4 階段 (踊場を含む。)

《基本的考え方》

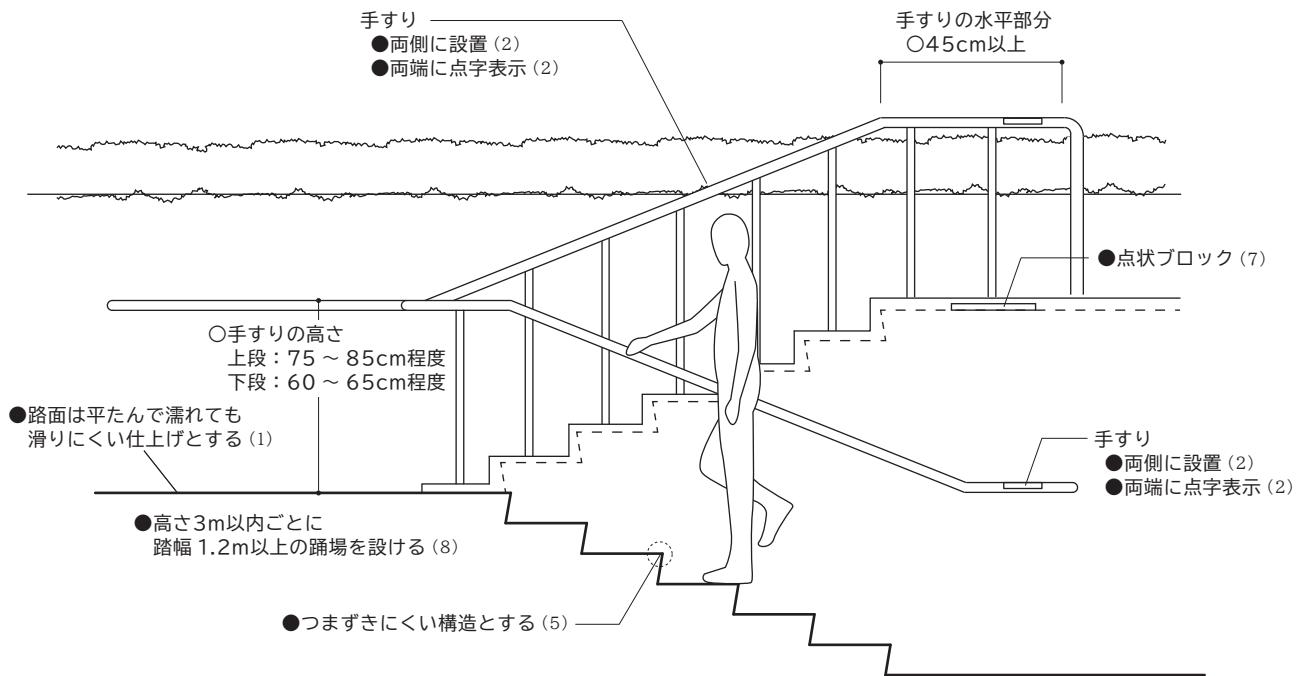
- ・階段の段（踏面、蹴上げ）は、歩行者の利用しやすい構造とする。
- ・公園内に設けられる階段には、両側に手すりを設ける。
- ・階段付近には照明設備を設け、かつ段が夜間でも識別できるよう段鼻のコントラスト等に配慮する。

	主たる園路に階段を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。	ニ 階段
路面の仕上げ	(1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦んとすること。	イ 出入口 (2)
手すり	(2) 両側に手すりを設けるとともに、手すりの両端には、階段の行き先等を点字で表示すること。	ニ 階段 (1)
回り段	(3) 回り段を設けないこと。	ニ 階段 (2)
段の識別	(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。	ニ 階段 (3)
段の構造	(5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	ニ 階段 (4)
傾斜路	(6) 傾斜路を併設すること。	ニ 階段 (5)
点状ブロック	(7) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。	ニ 階段 (6)
踊場	(8) 高さが3mを超えるものについては、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けること。	ニ 階段 (7)
立ち上がり	(9) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上がりを設けること。	ニ 階段 (8)

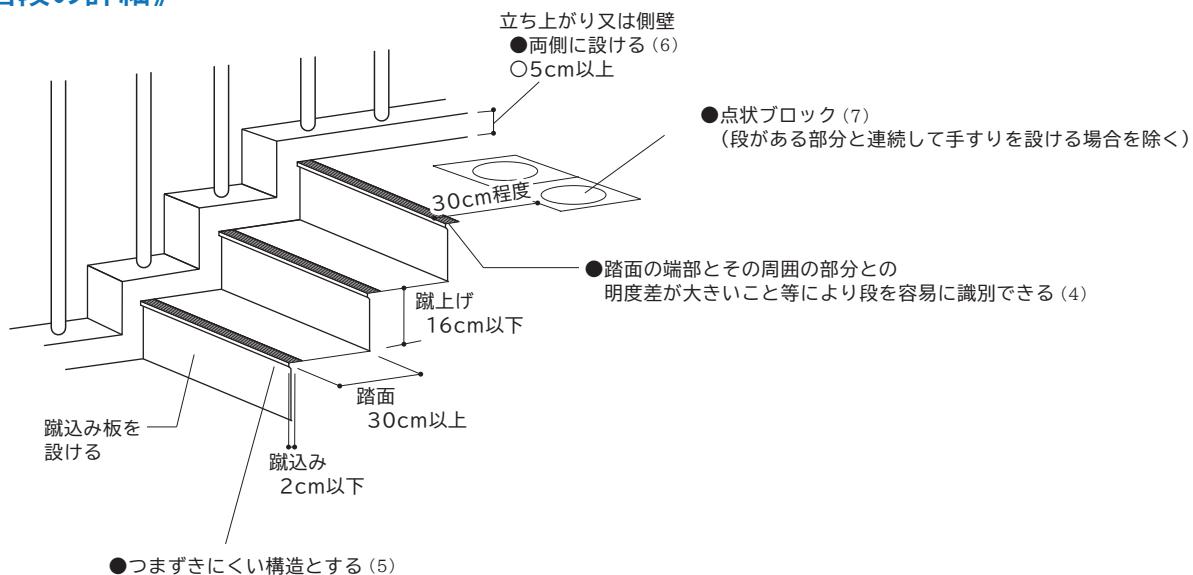
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 階段はその踊場を含む。
- 【手すり】手すりを取り付ける場合は、1本の場合は75~85cm程度の高さとする。2本の場合は、60~65cm程度の高さの手すりを加える。
- 【手すり】手すりは、階段の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。
- 【点字表示】点字等の表示は手すりの水平部分に設ける。
- 【視覚障害者への配慮】線状ブロックの設置は、手すり近くに誘導する。

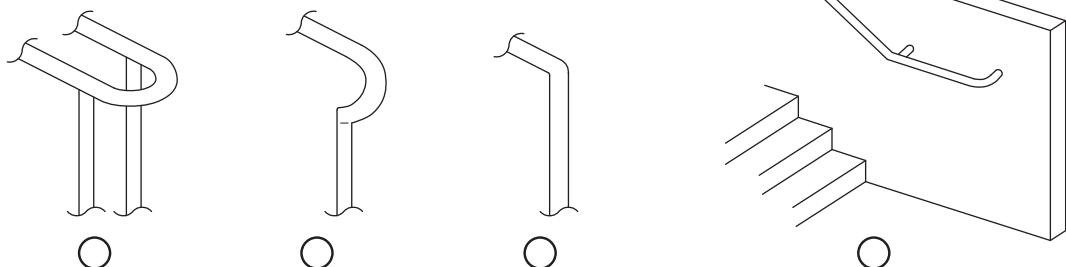
《階段》



《階段の詳細》



《手すりの端部》



5 便所

《基本的考え方》

- ・公園内に設けられる便所は、できるだけすべての利用者に利用しやすい構造とする。
- ・特に、車椅子使用者、オストメイト、乳幼児・子ども等の利用に十分配慮し、適切な数を設ける。

【1】車椅子対応トイレ

	利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便房を1以上設けること。	ホ 便所(1)
設置数	(1) 男子用及び女子用の区別がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便房を1以上設けること。	建築物ニ便所(2)
出入口の幅	ア 便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	建築物ニ便所(2)(一)
戸の構造	イ 便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	建築物ニ便所(2)(二)
	ウ 便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	建築物ニ便所(2)(三)
段	エ 便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	建築物ニ便所(2)(四)
空間と設備	オ 便房及びその便房のある便所の内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	建築物ニ便所(2)(五)
床面	カ 便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	建築物ニ便所(2)(六)
洗面器	キ 便房又はその便房のある便所に、次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 (ア) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 (イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。 (ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	建築物ニ便所(2)(七)
案内表示	(2) 出入口又はその付近に、(1)に定める基準に適合する便房が設けられている旨の適切な表示をすること。	ホ 便所(1)

【2】準車椅子対応トイレ

	【1】車椅子対応トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。	ホ 便所（2）
設備	(1) 車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	建築物 ニ 便所(4)(一)
出入口の幅	(2) 便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	建築物 ニ 便所(2)(一)
戸の構造	(3) 便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	建築物 ニ 便所(2)(ニ)
段	(4) 便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	建築物 ニ 便所(2)(四)
洗面器	(5) 便房又はその便房のある便所に、次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 イ もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。 ウ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	建築物 ニ 便所(2)(七)
案内表示	(6) 出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便房が設けられている旨の適切な表示をすること。	ホ 便所（2）

※一般トイレが「男子トイレ」と「女子トイレ」と区別されている場合、男子トイレ及び女子トイレそれぞれに1以上設置が必要であるが、男女共用トイレとすることも可とする。

【3】男子用小便器

	利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合するものとすること。	ホ 便所（3）
低リップ &手すり	(1) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上に、両側に手すりを適切に配置された床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。	建築物 ニ 便所(7)

【4】乳幼児用椅子及び乳幼児のおむつ換えができる設備

	利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	ホ 便所（4）
乳幼児用ベッド	（1）便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。	バリアフリー条例 第6条第2項 第1号
乳幼児用椅子	（2）便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便所を1以上設け、当該便所の出入口にその旨を表示すること。	バリアフリー条例 第6条第2項 第2号
案内表示	（3）当該便所の出入口に、乳幼児用ベッド及び乳幼児用椅子の設備を設けている旨を表示すること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に乳幼児用ベッドが設けられている場合は、この限りでない。	バリアフリー条例 第6条第2項 第3号

※一般トイレが「男子トイレ」と「女子トイレ」と区別されている場合、男子トイレ及び女子トイレそれぞれに1以上設置が必要であるが、男女共用トイレに設置することも可とする。

建築物 ニ 便所(8)

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成20年埼玉県条例第42号。以下「バリアフリー条例」という。）第6条第2項各号に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

【5】オストメイト用設備

オストメイト用設備	利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便所にオストメイト用設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	ホ 便所（5）
-----------	--	---------

※一般トイレが「男子トイレ」と「女子トイレ」と区別されている場合、男子トイレ及び女子トイレそれぞれに1以上設置が必要であるが、男女共用トイレに設置することも可とする。

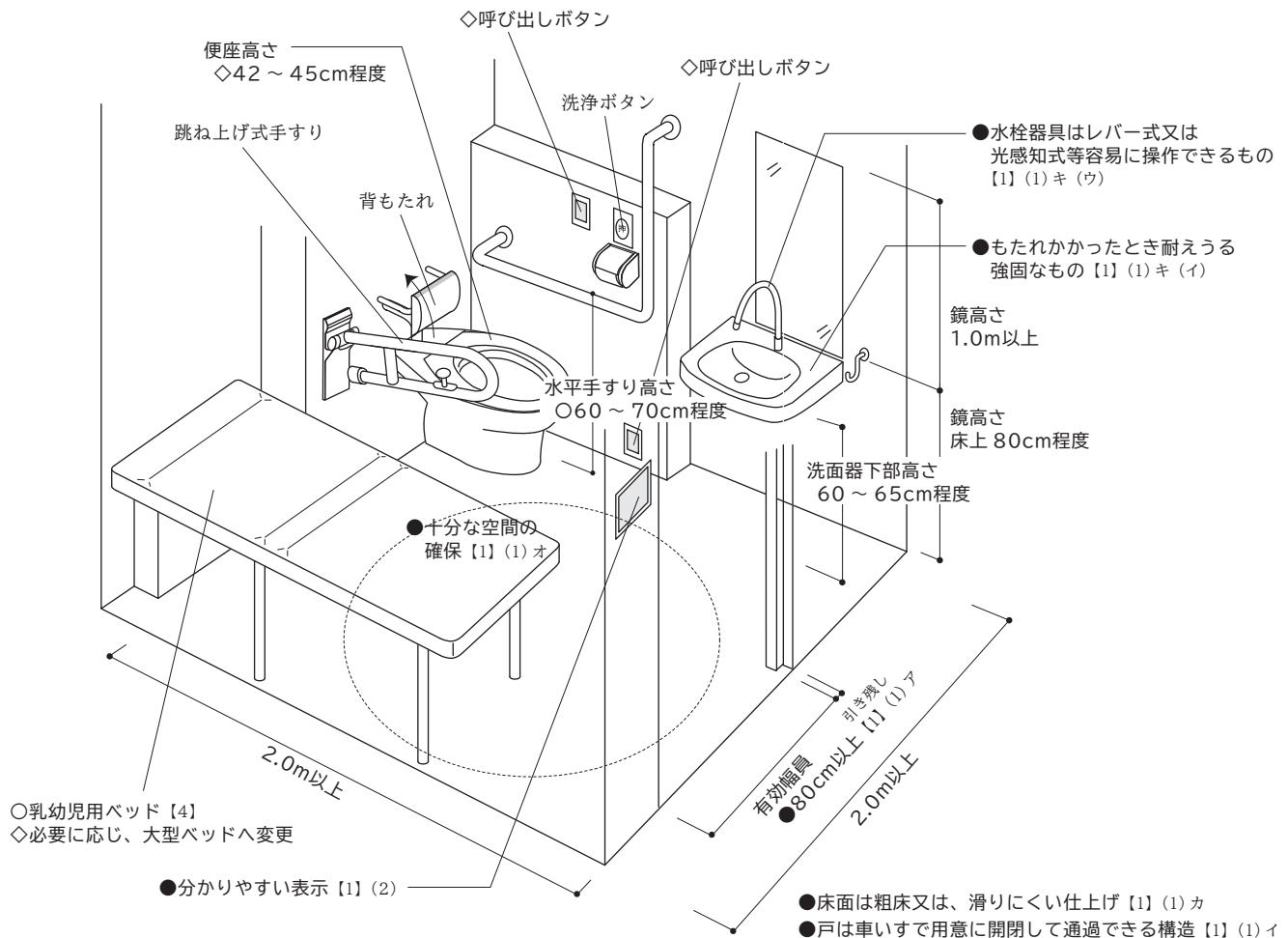
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【洗浄ボタン】洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。
- 【器具等の配置】紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置については、JIS S 0026にあわせたものとする。
- 【点字表示】点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合は、JIS T 0922にあわせたものとする。
- 【車椅子対応トイレの戸】戸は、車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60～70cm程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。

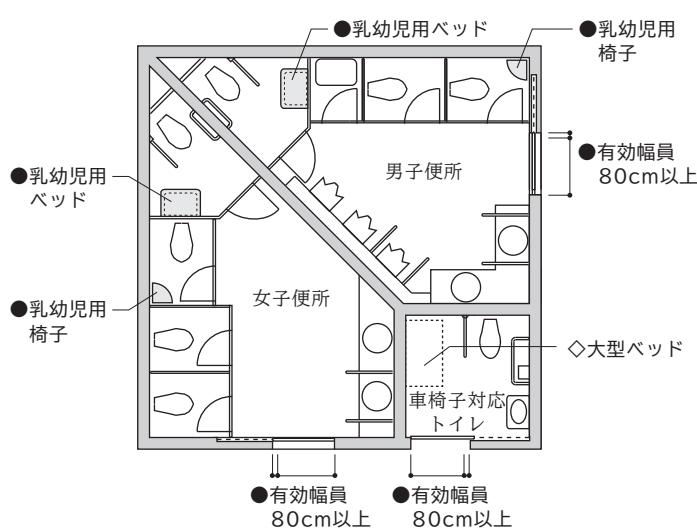
《望ましい整備》

- ◇【便座の高さ】42～45cm程度とする。建築物や公共交通機関の施設は標準的な整備だが？
- ◇【呼び出しボタン】非常用の呼び出しボタンは管理所等でも確認できるようにし、ボタンを押すスタイルと、紐を引くスタイルの両方を設置する。また、点字表示を行う。
- ◇【フック】小便器の前には荷物の置ける棚を、便房には荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。
- ◇【オストメイト用設備】温水設備を設ける。
- ◇【大型ベッド】車椅子対応トイレには大型の折り畳み式ベッドを設ける。その場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。
- ◇【スペース】車椅子対応トイレの出入口の戸から50～70cmの範囲には、壁に付属物を設置しない。
- ◇【背もたれ】車椅子対応トイレの便座には背もたれを設置する。
- ◇【2重ロック】ベビーチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設置する。

《車椅子対応トイレ》



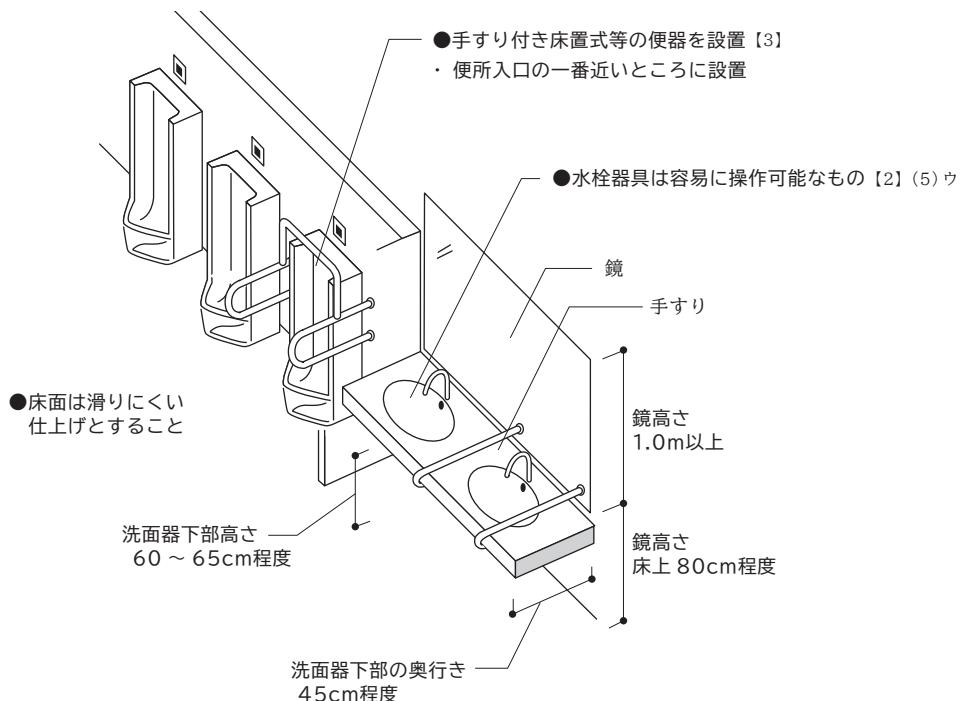
《車椅子対応トイレの配置例》



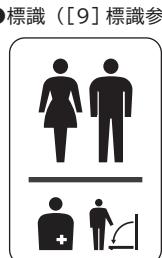
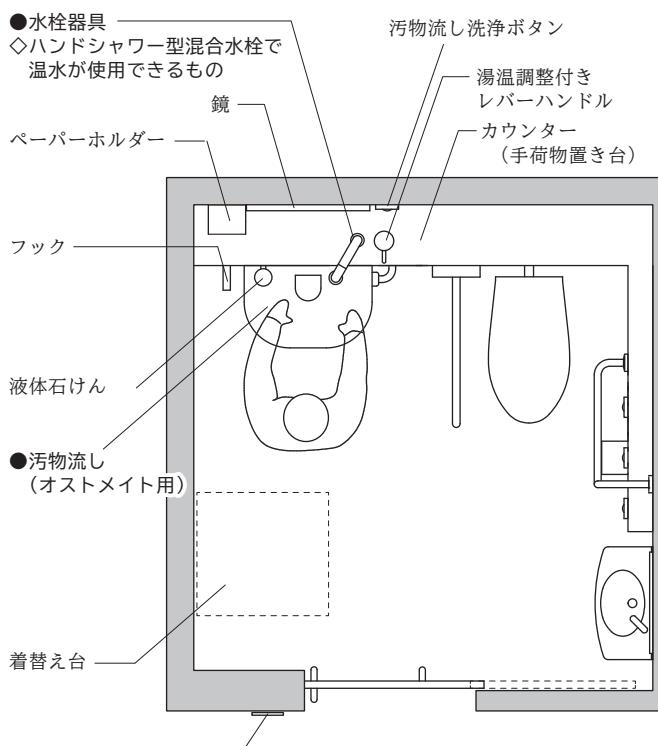
《案内表示の例》



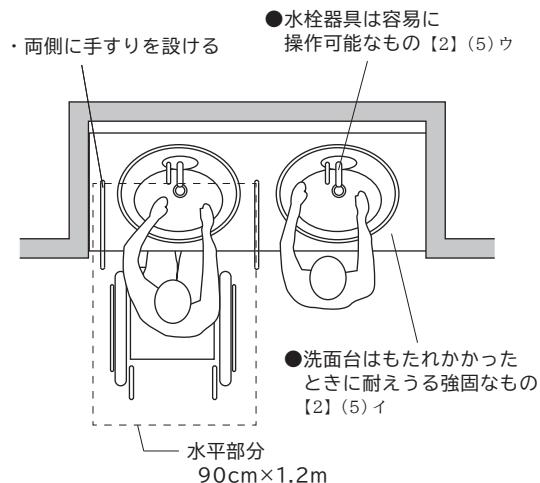
《小便器・洗面器の設置例》



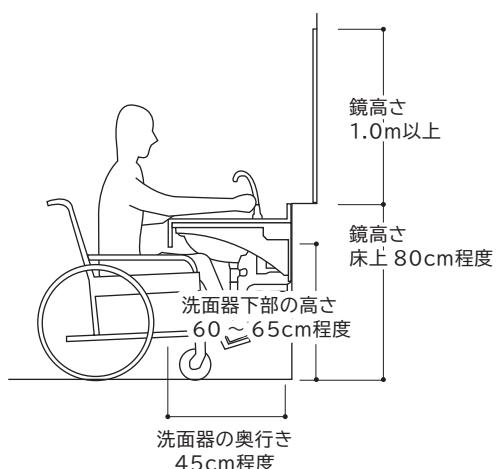
《オストメイト対応トイレの例》



《洗面器の例》



《洗面器下部空間》



6 案内板等

《基本的考え方》

- ・高齢者、障害者等をはじめ、誰もが必要な情報を得られるよう、公園での分かりやすい案内表示を進める。
- ・案内・誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者等が緊急時の避難から取り残されないように文字、音声等による緊急情報伝達装置などを適切に設ける。

案内板の構造	(1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。 ア 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 イ 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。 ウ 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	へ 案内板等 (1)
バリアフリー設備を表示した案内板	(2) [1 出入口] に定める基準に適合する出入口及び園内の必要な箇所に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。 ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。	へ 案内板等 (2)
聴覚障害者への配慮	(3) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	へ 案内板等 (3)

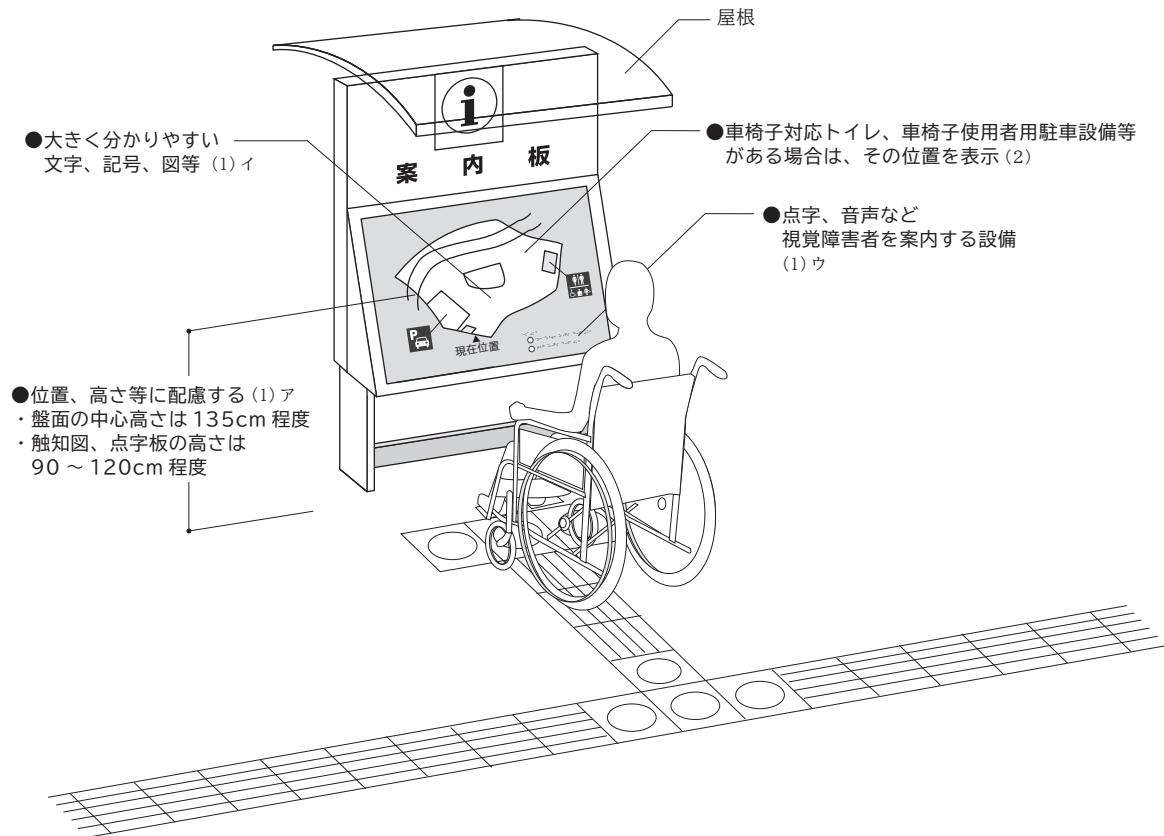
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【下端高さ】突出型の案内板等を設ける場合は、下端 2.5m 以上を標準とする。
- 【設置位置】案内板は、車椅子使用者や子どもにも分かりやすい位置に設ける。
- 【文字等の大きさ】案内板等の表示は、大きめの文字や図記号を用いるなど、分かりやすいものとし、明度差及び照明に配慮する。

《望ましい整備》

- ◇【水平部分】車椅子使用者が利用後に容易に方向転換できるよう、1.5×1.5mの水平面を歩行者の動線から話して設ける。
- ◇【誘導用ブロック】点字で案内している案内板の前に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。また、音声誘導装置等を設ける。
- ◇【文字表示】利用者のために、施設の案内、呼び出し、注意喚起、緊急避難その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合は、併せて文字表示による情報提供を行う。必要に応じて多言語表記とする。
- ◇【手話通訳、筆談等】利用者のための案内所、受付等に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳ができる者を配置し、又は筆談等が可能な機器を設ける。

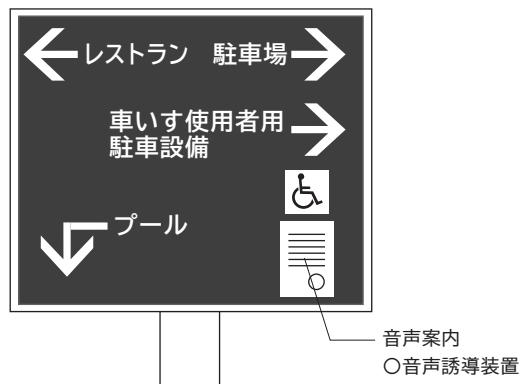
《出入口等の案内板》



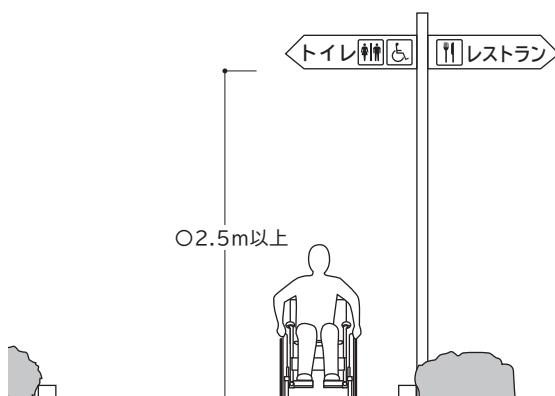
《入り口方向を示す案内》



《インターホン付き案内板》



《吊り下げ型案内板の下端高さ》



➡➡ コラム ➡➡

・ 音声によって利用者への案内放送等をする場合は、併せて文字など視覚表示による情報提供を行う。

7 駐車場等

《基本的考え方》

- 公園利用者のために設けられる駐車場には、公園の主要な出入口に最も近接した場所に車椅子使用者専用の駐車区画を適切数設ける。

【1】車椅子使用者用駐車施設

	利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、以下により車椅子使用者用駐車施設を設けること。	ト 駐車場等(1)
設置数	<p>(1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に応じ、次に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>ただし、当該駐車場が機械式駐車場であり、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合は、この限りではない。</p> <p>ア 200以下の場合は、当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）。</p> <p>イ 200を超える場合は、当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数。</p>	バリアフリー法施行令第18条
幅	(2) 幅は、3.5m以上とすること。	バリアフリー法施行令第18条
路面	(3) 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	建築物ト駐車場等(1)
標識	(4) 車椅子使用者用駐車施設の付近には、車椅子使用者用駐車施設があることを表示する標識を設けること。	建築物リ標識(1)

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【案内表示】駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を表示し、車いす使用者用駐車施設である旨を分かりやすく表示する。
- 【誘導標示】駐車場の進入口から車椅子使用者用の駐車スペースまでの誘導標示を適切に設ける。
- 【段】段差を設けない。また、歩行通路との境に段差がある場合は「【3】通路」の整備基準に準じて段差を解消する。
- 【設置数】下表の通り。

駐車区画数の総計	車椅子使用者用駐車施設
1～50台	1台以上
51～100台	2台以上
101～150台	3台以上
151～200台	4台以上
201～300台	5台以上
301～400台	6台以上

《望ましい整備》

- ◇車椅子使用者用駐車スペースの路面は青色とする。

【2】経路

経路	車椅子使用者用駐車施設は、〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路（以下の「【3】通路」に定める基準に適合する通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	ト 駐車場等 (2)
----	--	---------------

【3】通路

	車椅子使用者用駐車施設へ通ずる〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの通路のうち1以上は、以下に定める基準に適合するものとすること。	ト 駐車場等 (3)
幅	(1) 幅は、1.2m以上とすること。	イ 出入口(1)
表面	(2) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。	イ 出入口(2)
戸	(3) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。 ア 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	イ 出入口(5)
縦断勾配	(4) 縦断勾配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下とすること。	ロ 園路(2)
水平部分	(5) 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合においては、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けること。	ロ 園路(3)
横断勾配	(6) 横断勾配は、1%以下とすること。	ロ 園路(4)
段差	(7) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、〔4 階段〕に定める基準を準用すること。	ロ 園路(5)
排水溝	(8) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	ロ 園路(6)
転回スペース	(9) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	ト 駐車場等 (4) (三)

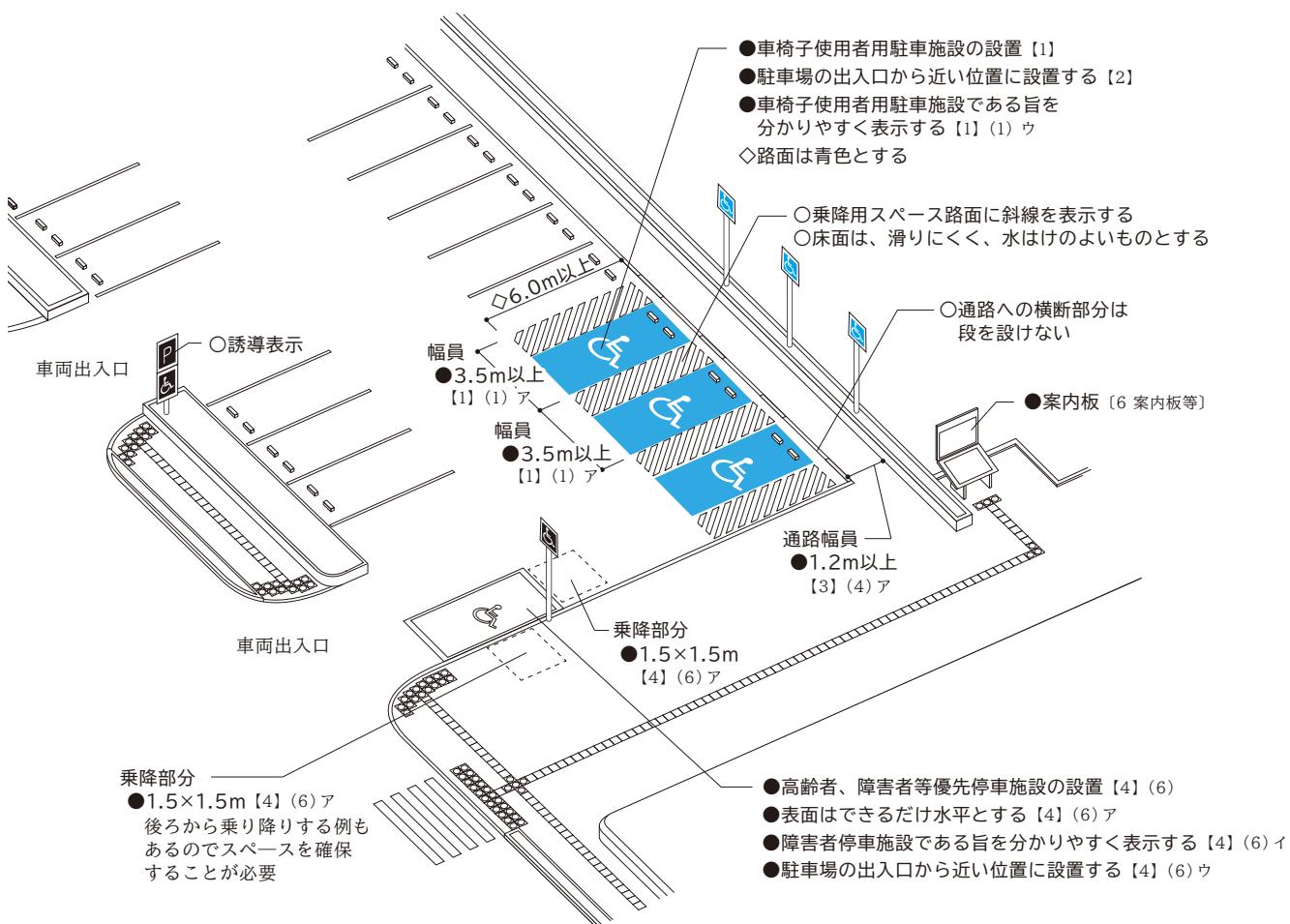
【4】高齢者、障害者等優先停車施設

高齢者、障害者等優先停車施設	(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分を設けるよう努めること。 ア 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。 イ 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分又はその付近に当該部分である旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分に最も近い〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口から当該自動車の停車のための部分までの通路は、上記「【3】通路」に定める基準に適合するものとすること。	ト 駐車場等 (4)
----------------	--	---------------

《ポイント》立体式駐車場

地下式、立体式駐車場施設	地下式、立体式駐車場を設ける場合には、車椅子使用者が利用可能なエレベーターを1以上設ける。車椅子使用者が利用可能なエレベーターが設けられない場合は、地上階に【1】に定める平置型の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
--------------	---

《公園の駐車場》



《高齢者、障害者等優先停車施設である旨の表示》



» コラム »

・車路と接する部分に車止めを設ける場合には、視覚障害者が容易に判別できるよう、地面との明度差をはっきり付ける。

» コラム »

・車椅子使用者用駐車施設へのコーン等の設置について
区画内にコーン等は原則置かないこと、置く場合は、利用者が車から降り、建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置する。

《コーンを置く場合のイメージ》



8 育児用施設

《基本的考え方》

- ・子どもや乳幼児等の子育てへの配慮を行う。
- ・高齢者、障害者をはじめすべての人が同伴できる授乳場所等を1以上整備する。

設備の設置	(1) 育児用施設 ^{*1} を設けるよう努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 育児用施設 (1)
案内表示	(2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	<input checked="" type="checkbox"/> 育児用施設 (2)

*1 育児用施設

乳幼児用ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所

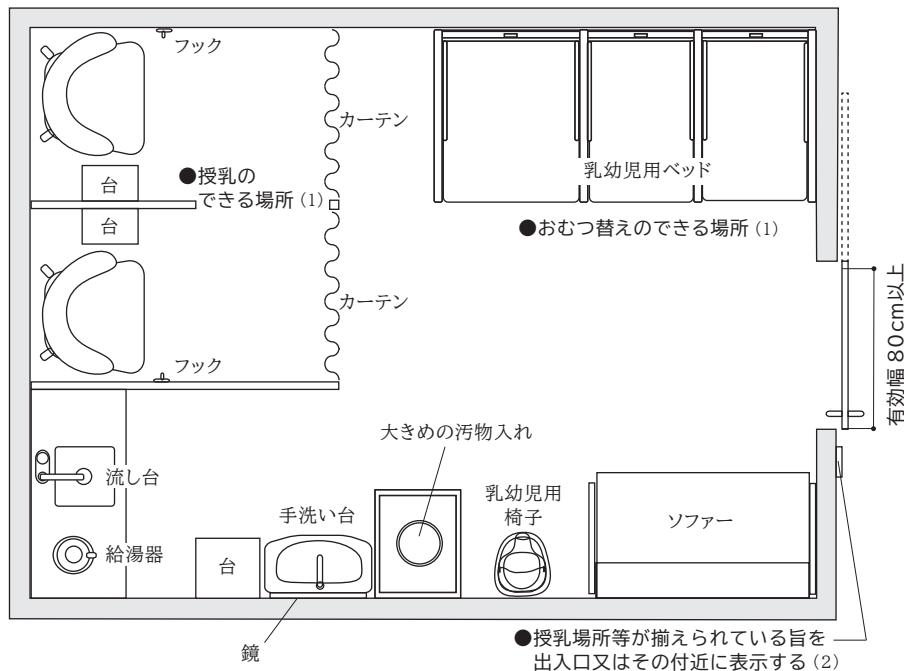
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【案内表示】乳幼児連れの保護者等が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をする。

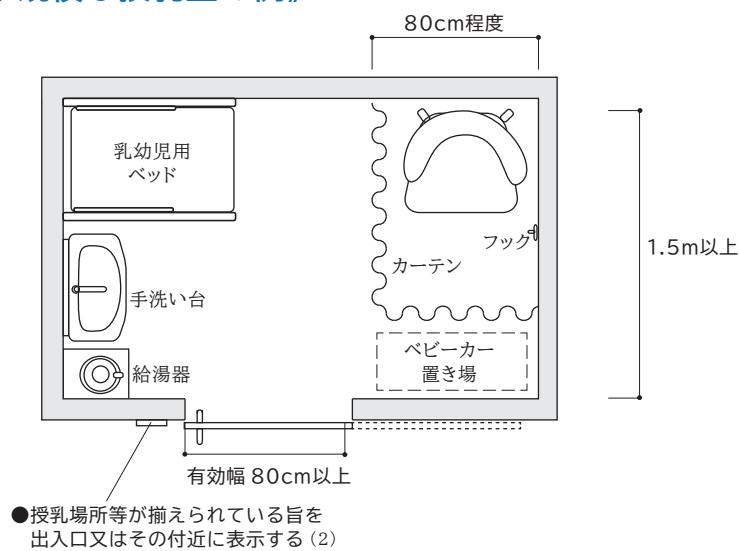
《望ましい整備》

- ◇【授乳スペース】人目を気にせず母乳をあげられるようにプライバシーに配慮し、カーテンで仕切ることなど、専用の授乳スペースを設ける。また、授乳スペースの入口には男性の入室を禁じる注意表示を行う。
- ◇【男女利用できるスペース】男性による哺乳瓶での授乳やおむつ替えにも配慮し、男女にかかわらず利用できるスペースを設ける。合わせて、給湯や哺乳瓶の消毒等ができる設備を設ける。

《授乳、おむつ替え設備の例》



《小規模な授乳室の例》



《授乳場所のサイン例 (JIS Z 8210)》



《授乳、おむつ替え設備の例》



9 休憩設備

《基本的考え方》

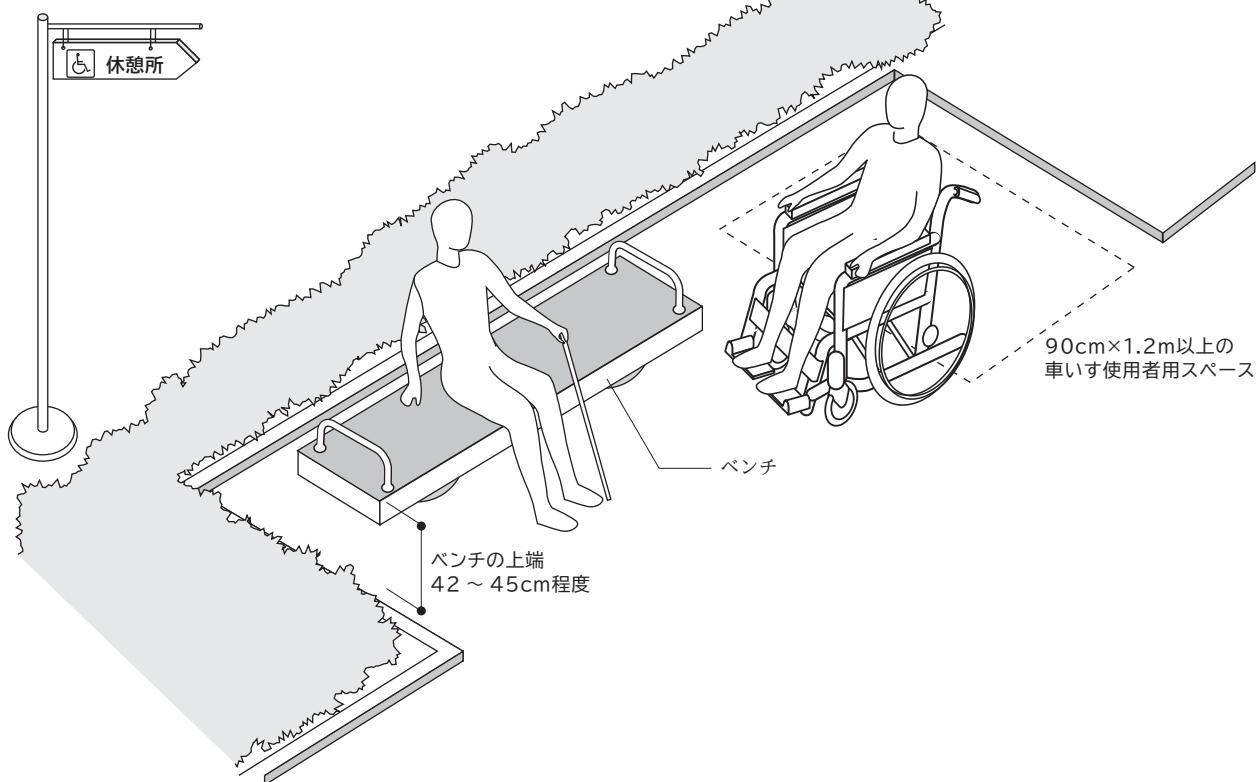
- ・高齢者、障害者をはじめだれもが円滑に利用できる休憩設備を1以上整備する。
- ・休憩設備周辺には、案内板や水飲み場、公衆電話などを適宜設ける。

設備の設置	(1) 休憩設備を設けること。	リ 休憩設備 (1)
案内表示	(2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。	リ 休憩設備 (2)

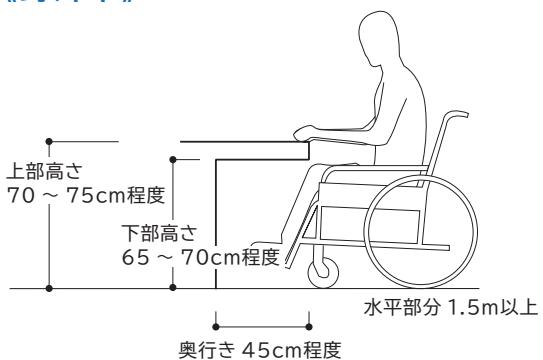
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【ベンチ等の位置】ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにする。また、視覚障害者等の通行の支障とならないような措置を講じる。
- 【休憩設備】長い園路や広い空間には適宜休憩設備を設ける。

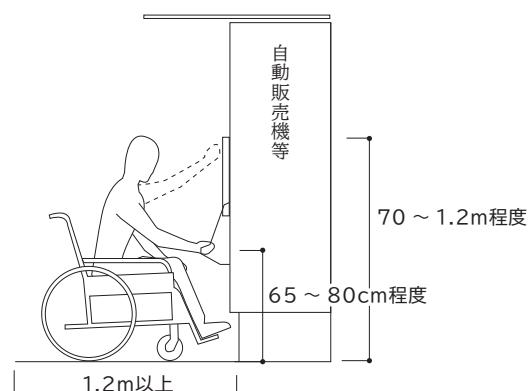
《休憩設備》



《野外卓》

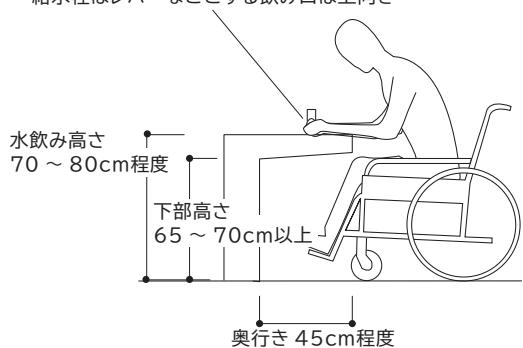


《自動販売機》 詳しくは、JIS S 0041「自動販売機の操作性」参照



《水飲み設備》

給水栓はレバーなどとする飲み口は上向き



» 10 転落用防止設備

《基本的考え方》

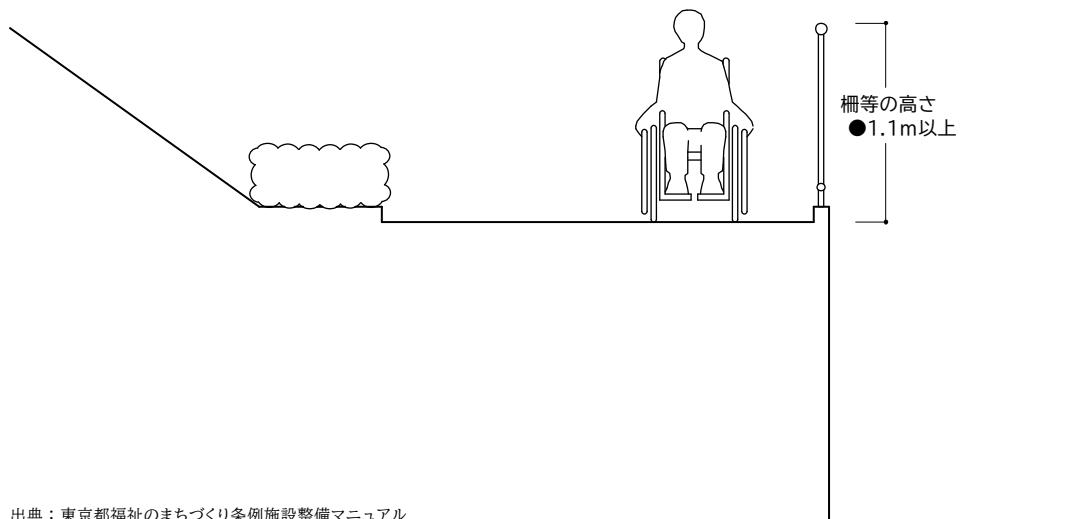
- ・高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所での安全確保を図る。

設備の設置	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。	※ 転落用防止設備
-------	--	-----------

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【柵の高さ】転落防止を目的とする柵の場合は、高さ 1.1m以上で堅固な構造とする。
- 【柵のまわり】子どもがのぼって柵を越えないよう、柵の形状に配慮するほか、不要物等の放置がないように留意する。
- 【点状ブロック】段等危険個所の手前 30cm 程度の位置に、危険個所の全幅にわたって敷設する。
- 【誘導用ブロック】視覚障害者誘導用ブロックは JIS T 9251 に準拠し、適切に設置する。

《柵等の設置例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成 31 年（2019 年）3 月改訂版 335 ページ【図 5.1】（一部、変更しています。）

【引用・参考文献】

- 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
 - ・編集：国土交通省
 - ・平成 29 年 3 月
- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編）
 - ・編集：国土交通省
 - ・平成 30 年 7 月
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】
 - ・編集：国土交通省
 - ・平成 24 年 3 月
- 埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック
 - ・編集：埼玉県
 - ・平成 17 年 3 月
- 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
 - ・編集：東京都
 - ・平成 31 年（2019 年）3 月改訂版
- バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）第 4 版
 - ・編集：日本建築行政会議
 - ・平成 29 年 3 月

【アドバイザー】

高橋儀平（東洋大学名誉教授）

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

令和 3 年 7 月発行

【編集・発行】埼玉県 福祉部 福祉政策課

電話：048-830-3223

FAX：048-830-4801